

議事日程第17号

令和2年(2020年)招集大阪狭山市議会定例会9月定例会議会議事日程
令和2年(2020年)8月31日午前9時30分開議
議会期間(令和2年8月31日から同年9月28日まで29日間)

日程第1	発議第19号	会議録署名議員の指名について
日程第2	議案第79号	教育委員会の委員の任命について
日程第3	議案第80号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について
日程第4	議案第81号	令和元年度(2019年度)大阪狭山市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第5	議案第82号	令和元年度(2019年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について
日程第6	議案第83号	令和元年度(2019年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について
日程第7	議案第84号	令和元年度(2019年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第8	議案第85号	令和元年度(2019年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第9	議案第86号	令和元年度(2019年度)大阪狭山市半田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第10	議案第87号	令和元年度(2019年度)大阪狭山市東野財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第11	議案第88号	令和元年度(2019年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第12	議案第89号	令和元年度(2019年度)大阪狭山市岩室財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13	議案第90号	令和元年度(2019年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第14	議案第91号	令和元年度(2019年度)大阪狭山市水道事業会計決算認

		定について
日程第15	議案第92号	令和元年度(2019年度)大阪狭山市下水道事業会計決算認定について
日程第16	議案第93号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第17	議案第94号	大阪狭山市市税条例等の一部を改正する条例について
日程第18	議案第95号	大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例について
日程第19	議案第96号	報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
日程第20	議案第97号	大阪狭山市と堺市との間における消防事務の委託に関する協議について
日程第21	議案第98号	損害賠償の額の決定及び和解について
日程第22	議案第99号	令和2年度(2020年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第11号)について
日程第23	議案第100号	令和2年度(2020年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第12号)について
日程第24	議案第101号	令和2年度(2020年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)について
日程第25	議案第102号	令和2年度(2020年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第1号)について
日程第26	議案第103号	令和2年度(2020年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第1号)について
日程第27	報告第5号	令和元年度(2019年度)大阪狭山市健全化判断比率の報告について
日程第28	報告第6号	令和元年度(2019年度)大阪狭山市資金不足比率の報告について
日程第29	報告第7号	第5期メルシー for SAYAMA株式会社の事業及び決算の報告について

- 日程第 30 報告第 8 号 令和元年度(2019年度)公益財団法人大阪狭山市文化振
興事業団事業会計決算報告について
- 日程第 31 請願第 2 号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意
見書採択についての請願について
- 日程第 32 要望第 1 号 歩道拡幅に関する要望について

発議第19号

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり署名議員を指名する。

令和2年(2020年)8月31日提出

大阪狭山市議会議長 山 本 尚 生

記

2番 久 山 佳世子

3番 松 井 康 祐

議案第79号

教育委員会の委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらる。

令和2年(2020年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

記

住 所 大阪府大阪狭山市狭山三丁目2431番地

氏 名 田 川 宜 子

昭和46年3月17日生

議案第80号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年(2020年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市東野中三丁目1076番地

氏 名 上 田 利 一

昭和25年12月19日生

議案第81号

令和元年度(2019年度)大阪狭山市一般会計歳入歳
出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和元年度(2019年度)大阪狭山市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年(2020年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第82号

令和元年度(2019年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和元年度(2019年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年(2020年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第83号

令和元年度(2019年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和元年度(2019年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年(2020年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第84号

令和元年度(2019年度)大阪狭山市後期高齢者医療
特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和元年度(2019年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年(2020年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第 85 号

令和元年度(2019年度)大阪狭山市池尻財産区特別
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和元年度(2019年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年(2020年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

議案第 86 号

令和元年度(2019年度)大阪狭山市半田財産区特別
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和元年度(2019年度)大阪狭山市半田財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年(2020年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

議案第 87 号

令和元年度(2019年度)大阪狭山市東野財産区特別
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和元年度(2019年度)大阪狭山市東野財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年(2020年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第 88 号

令和元年度(2019年度)大阪狭山市今熊財産区特別
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和元年度(2019年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年(2020年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

議案第 89 号

令和元年度(2019年度)大阪狭山市岩室財産区特別
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和元年度(2019年度)大阪狭山市岩室財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年(2020年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

議案第90号

令和元年度(2019年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和元年度(2019年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年(2020年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第91号

令和元年度(2019年度)大阪狭山市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和元年度(2019年度)大阪狭山市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年(2020年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第92号

令和元年度(2019年度)大阪狭山市下水道事業会計
決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和元年度(2019年度)大阪狭山市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年(2020年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第93号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和2年(2020年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年大阪狭山市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(感染症防疫作業手当の特例)

- 2 職員が新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に対応するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときの感染症防疫作業手当の支給される職員の範囲及び支給額は、次の表のとおりとする。この場合において、別表の感染症防疫作業手当に関する規定は適用しない。

支給される職員の範囲	支給額
次に掲げる職員 (1) 新型コロナウイルス感染症の患者に接する作業に従事した職員 (2) 新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、又は付着している疑いのある物の処理に従事した職員 (3) 前2号に掲げる職員に準ずる者として任命権者が認める職員	1日につき 3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して又は長時間にわたり接して行う作業その他任命権者がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

議案第94号

大阪狭山市市税条例等の一部を改正する条例に
ついて

大阪狭山市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和2年(2020年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市市税条例等の一部を改正する条例

(大阪狭山市市税条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市市税条例（昭和40年大阪狭山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第18条中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第19条第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第19条の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第19条の4の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第30条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第30条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によつて」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第36条の4の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第36条の5 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第37条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によつて」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第52条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第52条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

第73条第3項中「第30条第6項」を「第30条第7項」に改める。

附則第1条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割

合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第1条の2の2第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第5条の3第15項を同条第16項とし、同条第9項から第14項までを1項ずつ繰り下げ、同条第8項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第22条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

第2条 大阪狭山市市税条例の一部を次のように改正する。

第10条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によつて」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第15条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び次条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「次条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第28条の7第10項から第12項まで」を「第28条の7第9項から第16項まで」に改める。

第16条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第28条の7第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24

項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第28条の8第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の

7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第28条の9第4項から第6項までを削る。

第52条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第1条の2第2項中「及び第4項」を削る。

(大阪狭山市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 大阪狭山市市税条例等の一部を改正する条例(令和元年大阪狭山市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、大阪狭山市市税条例第16条の2第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第2号を次のように改める。

(2) 削除

附則第1条第3号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中大阪狭山市市税条例第52条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中大阪狭山市市税条例第16条の2第1項第2号、第18条及び第19条第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第1条の2、第1条の2の2及び第22条第1項の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中大阪狭山市市税条例第52条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日

(4) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の大阪狭山市市税条例(以下「新条例」という。)附則第1条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第16条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)、第18条及び第19条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第19条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。)又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第15条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。

4 新条例第19条の3第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第19条の4第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第19条の4第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の大阪狭山市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項

において「4号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

- 2 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第30条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 新条例第30条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 4 新条例第36条の5の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであっ

た葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

(大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例(令和2年大阪狭山市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、大阪狭山市市税条例附則第5条の3の改正規定中「第5条の3第15項」を「第5条の3第16項」に改める。

議案第95号

大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例に
ついて

大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和2年(2020年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例

大阪狭山市手数料条例（平成12年大阪狭山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第5の4の項中「第38条の4第23項」を「第38条の4第24項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第96号

報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する
条例について

報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和2年(2020年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例

報酬並びに費用弁償支給条例（昭和35年大阪狭山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

学校運営協議会委員	〃	7,000
-----------	---	-------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第97号

大阪狭山市と堺市との間における消防事務の委託に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定による大阪狭山市と堺市との間における消防事務の委託について、次のとおり堺市と協議するため、同条第3項において準用する第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年(2020年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市と堺市との間における消防事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14第1項の規定に基づき、大阪狭山市（以下「甲」という。）は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を堺市（以下「乙」という。）に委託する。

- (1) 消防に関する事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）
- (2) 大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第6号）の定めるところにより甲が処理することとされた事務のうち、火薬類、高圧ガス及び液化石油ガスに係る事務

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託費」という。）は、甲の負担とする。

- 2 前項の規定により甲が負担する額その他委託費に関して必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。
- 3 各年度における乙の決算の結果、甲の納付した額に過不足が生じたときは、その翌年度の委託費において調整を行うものとする。

(収入の帰属)

第4条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料等の収入は、全て乙の収入とする。

(経理)

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について、その経理を明確にしなければならない。

(決算の措置)

第6条 乙は、法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、委

託事務に関する部分を甲に通知しなければならない。

(委託事務の適正な管理及び執行)

第7条 甲及び乙は、委託事務の管理及び執行について定期的に協議を行うものとする。

(条例等の制定又は改廃)

第8条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ甲に通知しなければならない。

2 乙は、前項の条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

3 甲は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該通知に係る条例等を公表しなければならない。

(消防水利施設の設置、維持及び管理)

第9条 甲は、甲の市域内の消防活動に常時有効に使用することができる消防水利施設を設置し、適正に維持し、及び管理しなければならない。

(施設等の使用の承諾)

第10条 甲は、委託事務の管理及び執行の用に供するために必要な施設等を無償で乙に貸与する。

(協議)

第11条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

損害賠償の額の決定及び和解について

損害賠償請求に関し下記のとおり損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年(2020年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

1 相手方

放課後児童会を利用していた児童

2 和解の内容

- (1) 被告大阪狭山市（以下「本市」という。）及び被告法人（以下「法人」という。）（以下本市と法人を併せて「被告ら」という。）は、相手方に対し、本件和解金として、連帯して7, 178, 840円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告らは、相手方に対し、連帯して、上記(1)の金員を、令和2年11月10日限り、相手方の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被告らの負担とする。
- (3) 被告らが上記(2)の金員の支払を怠ったときは、被告らは、相手方に対し、連

帯して、上記(1)の金員から、既払金を控除した残金及びこれに対する令和2年11月11日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払う。

(4) 被告らは、上記(2)の金員の負担割合について、別途協議することとする。

(5) 法人は、相手方に対し、同種事件の再発防止及び性犯罪を含む性被害を受けた児童への対応に関し、以下のことを約束する。

今後、児童を対象とした事業を継続する限り、全職員を対象とする子どもの性被害に関する研修を、毎年、継続的に実施する。

(6) 法人は、相手方に対し、本件に関する相手方の個人情報の取扱いに十分に注意することを確約する。

(7) 相手方は、被告らに対するその余の請求を放棄する。

(8) 相手方及び被告らは、相手方と本市との間及び相手方と法人の間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(9) 訴訟費用は、各自の負担とする。

3 事案の概要

平成28年度、市内の放課後児童会において、利用者であった相手方が、本市の業務委託先である法人に雇用された支援員によりわいせつな行為をされ、デジタルカメラで撮影され、当該データを記録媒体に保存されたとして、相手方は、当該支援員、本市及び法人を被告として、平成30年4月19日、大阪地方裁判所堺支部に損害賠償を求める訴訟を提起していた。

以後継続して審理が行われていたが、今般、大阪地方裁判所堺支部から、本市は国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項に基づき損害賠償責任を負い、法人は安全配慮義務違反に基づき損害賠償責任を負うところ、本市と法人が連帯して7,178,840円の支払義務を負う等上記2記載の内容で和解勧告がなされた。

本市と法人の負担割合については別途協議するものとされており、相手方の救済を早期に図るため、和解するものである。

議案第99号

令和2年度(2020年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第11号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和2年度(2020年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第11号)を別案のとおり提出する。

令和2年(2020年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第100号

令和2年度(2020年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第12号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和2年度(2020年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第12号)を別案のとおり提出する。

令和2年(2020年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第101号

令和2年度(2020年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和2年度(2020年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)を別案のとおり提出する。

令和2年(2020年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第102号

令和2年度(2020年度)大阪狭山市池尻財産区特別
会計補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和2年度(2020年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

令和2年(2020年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第103号

令和2年度(2020年度)大阪狭山市東野財産区特別
会計補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和2年度(2020年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

令和2年(2020年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

令和元年度(2019年度)大阪狭山市健全化判断比率
の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和元年度(2019年度)大阪狭山市健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和2年(2020年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.07)	— (18.07)	1.9 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 早期健全化基準を括弧内に記載している。

令和元年度(2019年度)大阪狭山市資金不足比率の
報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和元年度(2019年度)大阪狭山市資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和2年(2020年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

会計の名称	資金不足比率 (%)
水道事業会計	—
下水道事業会計	—

備考 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載している。

第5期メルシー f o r S A Y A M A株式会社
の事業及び決算の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、第5期メルシー f o r S A Y A M A株式会社の事業及び決算について別紙のとおり報告する。

令和2年(2020年)8月31日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

令和元年度(2019年度)公益財団法人大阪狭山市文
化振興事業団事業会計決算報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、令和元年度(2019年度)公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団事業会計決算について別紙のとおり報告する。

令和2年(2020年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人